

損害保険の概要

雇用トラブルガードとは

「雇用トラブルガード（雇用慣行賠償責任保険）」は、以下のような雇用に関する不当行為を受けた従業員から会社が損害賠償請求を受けた場合に、その損害（損害賠償金・争訟費用など）に対して、保険金をお支払いする保険です。

<雇用に関する不当行為の具体例>

ハラスメント (セクシャルハラスメント、 パワーハラスメント、 マタニティハラスメント等)	不当解雇等	配置・昇進等の 差別	雇用契約に関する 違反行為
不当な内定取消	不当に昇進させない 行為	不当な雇用条件の 変更 (賃金・手当て・配置等の変更)	雇用に関する プライバシーの侵害

など

お支払いする保険金※1

保険金の種類		保険金のお支払方法
①損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者への賠償債務の 弁済のために支払う金額	自己負担額を超える部分について支払 限度額を限度にお支払いします。
②争訟費用	損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士 報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用※2	①と合算して、自己負担額を超える部 分について支払限度額を限度にお支払 いします。
③訴訟対応費用	日本国内で提起された訴訟に対する、社会通念 上妥当な「事故状況調査費用」「意見書作成依 頼のために必要な費用」「裁判所に提供する文書 作成のために必要な費用」などの訴訟対応費用 * 見舞金または見舞品の購入費用は含まれません。	1 事故および保険期間中につき 1,000万円を限度にお支払いします。
④コンサルティング費用	コンサルティング事業者が日本国内で行う事故発 生時の相談・再発防止対応に要する費用で被保 険者が支出した費用 * 共栄火災が認めた事業者への費用で、事故が発生 した時からその日を含めて180日以内にコンサルティ ングを委託した場合に限ります。 * 通常支出している人件費や顧問弁護士費用は含み ません。	1 事故および保険期間中につき 500万円を限度にお支払いします。

※1 被保険者が被る損害に限ります。

※2 訴訟を受けた裁判の判決で、雇用慣行賠償責任保険で保険金をお支払いする不当行為ではないとされた場合でも、保険金としてお支払いします。

(注1) ①の保険金には判決による支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。

(注2) 他の保険契約などから保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

業種ごとの保険料例

<契約条件>

- 直近の従業員数：役員・正規社員100名、非正規社員10名
- 保険期間：1年 ●縮小支払割合：100% ●自己負担額：なし
- 保険料払込方法：一時払

業種	支払限度額	保険料例
小売業、飲食業	1,000万円	約8万円
	5,000万円	約21万円
製造業	1,000万円	約9万円
	5,000万円	約21万円
建設業	1,000万円	約9万円
	5,000万円	約21万円
運輸業	1,000万円	約8万円
	5,000万円	約19万円



おおよそ月額数千円程度